検証　ＪＲ革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報［号外］　2010年１月５日 発行 日本鉄道労働組合連合会（ＪＲ連合）【Ｎｏ．78】

松崎氏の別荘代金は東労組等の口座から支払われる！

前号で紹介した通り、ハワイのリゾートマンション購入の原資となった沖縄の別荘の土地・建物の購入にあたって、松崎氏夫妻の銀行口座や個人資産から、該当する価格の金員の出入りは認められなかったという。以下に、改めて整理してみたい。

まず、松崎氏の妻M氏が購入したとされる沖縄県今帰仁の土地の代金は、①ＪＲ総連の関連会社である「さつき商事」（「さつき企画」の前身）の取締役ＴM氏が1,373万2,000円を現金で支払ったという。

次に、その土地に「さつき商事」が注文して建てた別荘の工事費用等の代金（5,299万2,464円）は、②ＴＯ名義で620万円5,000円がM社（住宅会社）名義の口座に振り込まれ、③「東日本旅客鉄道労働組合執行委員長松崎明」名義の定期預金口座の元利金を原資とする小切手により 700 万円が支払われ、④ＴM氏名義の定期預金口座の元利金を原資とする小切手により1,000万円（および同日に現金で170万円）が支払われ、⑤「東日本旅客鉄道労働組合総務財務部」名義の普通預金口座の元利金を原資とする小切手により1,100万円（および同日に現金で70万円）が支払われ、⑥「東日本旅客鉄道労働組合」名義の定期預金口座の元利金を原資とする小切手により1,600万円が支払われるなどしたという。

この別荘はどうみても松崎氏が購入したとは考えられない！

私的な別荘を買うのに、なぜ、個人の口座や資産ではなく、東労組の口座や関連会社の役員などから支払いがされているのか。そもそも、建物は「さつき商事」のものであり、それを売却した資金は、松崎氏のものではないはず。ＪＲ総連・東労組では、組織の金と役員の金が一体となっているのか。一般常識に照らせば、この土地や建物は、どうみても組合や関連会社の資金で買ったと受け止めるのが普通だろう。

なお、この沖縄の土地、建物の購入について、松崎氏は2009年1月26日の「週刊現代裁判」の尋問の中で以下の通り証言した。松崎氏は5,000万円という大金を東労組に預けていながらよく覚えていないというが、常人では考えられない金銭感覚の持ち主なのだろう。

（被告代理人）1995 年 9 月と思いますが、沖縄の今帰仁の土地を購入したと思いますが、これは誰の名義でしょうか。（松崎）これは妻Mですね。（代理人）奥様が、ご自分のお持ちのお金をお出しになって購入されたんですか。（松崎）いや、私を含めた家族だと思いますけれども、名義は妻ではないと思いますね。（代理人）名義は妻ではないというのはどういう意味ですか。（松崎）土地の代金は、東労組に預けていたものかもしれません。（代理人）誰が。（松崎）私が。（代理人）あなたのお金はJR東労組に預けていたんですか。（松崎）そうだと思います。（代理人）いくらくらいですか。（松崎）そうですね…ポーランドに寄附をして、その後皆さんが松崎だけにやらせるのはということでいろいろ協力をしていただいて、それと私の従来からの資産と、あったものの中からではないかと思いますが。（代理人）私の質問は、あなたがJR東労組に預けたお金というのはいくらくらいですかという質問です。（松崎）5,000 万前後じゃないでしょうかね。（代理人）いつ頃預けたんですか。（松崎）いや、よく覚えていませんね。（代理人）そんなお金をいつ預けたか覚えていないんですか。（松崎）はい。